

(4)令和5年度 実施内容

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適切な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

令和5年度 活動計画

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み

【取り組み内容】

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ・ 令和5年度は、概ね人口3～5万人の自治体を対象として訪問予定(継続)。

②適切な工期設定

【取り組み内容】

◆ 週休2日工事の導入拡大

- ・ 今年度で建設業における「週休2日の達成」を目標。

◆ 「統一的な現場閉所」(第6弾)による週休2日の促進

- ・ 年間を通じて毎月4回((第2週、第4週、+1週の土日) + 土日に関わらず週休2日を月1回)を対象。
- ・ 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
- ・ 一次調査(～R05.11.30)、二次調査(～R06.03.31)による週休2日達成状況の把握。

③「発注見通しの統合」の活用推進

【取り組み内容】

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- ・ 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回。工事及び業務)。

◆ 中長期発注見通し統合の促進

- ・ 市町村への公表拡大。公表が可能な機関から段階的に実施。

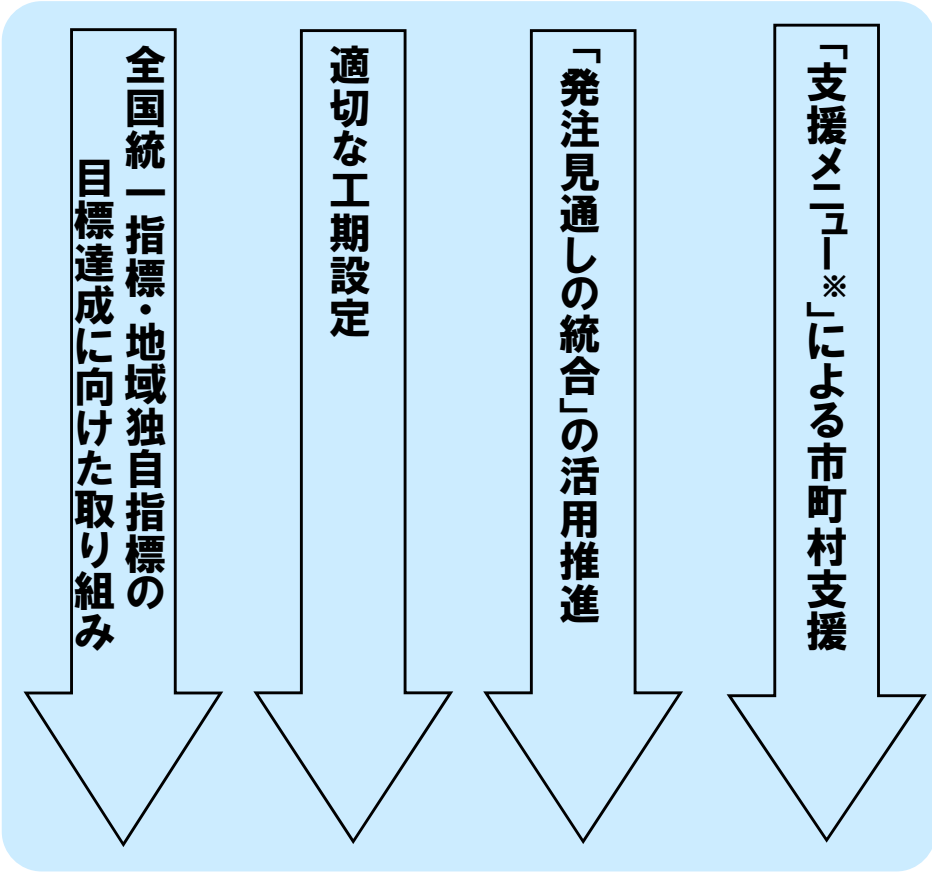
◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- ・ 公表機関の拡大。データ提供可能な機関より順次公表。

令和5年度のスケジュール

令和5年2月15日	「令和4年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催
令和5年5月29日	「令和5年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催
令和5年8月	「令和5年度 北陸ブロック発注者協議会(県部会)」の開催 ・新潟県部会 (令和5年8月9日 開催) ・富山県部会 (令和5年8月1日 開催) ・石川県部会 (令和5年8月2日 開催)
令和5年10月	「ワーキンググループ」の実施 ・新潟県WG (令和5年10月16日 開催) ・富山県WG (令和5年10月12日 開催) ・石川県WG (令和5年10月11日 開催)
令和5年10～11月	「発注関係事務相談キャラバン」の実施 一定規模の市等を対象として訪問予定 ・新潟県内 (令和5年10月 開催) ・富山県内 (令和5年11月 開催) ・石川県内 (令和5年11月 開催)
令和6年2月22日	「令和5年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催
令和6年5月頃	「令和6年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催

令和5年度 活動計画



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和5年度 活動計画概要(1)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

活動計画

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施(継続)

- ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ・ 令和5年度は、概ね人口3～5万人の自治体への訪問を実施(Web試行を継続)。

活動結果

□ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- ・ 自治体9市町を対象として訪問(令和5年度は、全て直接訪問にて実施)。
(妙高市、阿賀野市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町、かほく市、内灘町)
- ・ **新潟県:人口3～5万人の自治体訪問に着手。**
- ・ **富山県:人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体訪問に着手。**
- ・ **石川県:人口3～5万人、人口～3万人の自治体訪問に着手。**

□ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進

- ・ キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
- ・ 平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施されていることを確認。

②適切な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

活動計画

◆ 週休2日工事の導入拡大

- ・ 今年度で建設業における「週休2日の達成」を目標。

◆ 「統一的な現場閉所」(第6弾)による週休2日の促進

- ・ **年間を通じて毎月4回**((第2週、第4週、**+1週**の土日) + **土日に関わらず週休2日を月1回**)を対象。
- ・ 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初に配布**(既発注工事への周知含む)。

活動結果

□ 週休2日工事の導入拡大

- ・ 令和4年度の実績が未導入であった機関を対象に「**週休2日の取り組みに向けた臨時説明会**」(7/21)を開催。
- ・ 「週休2日工事の試行」の導入に活用できるよう、ポイント・実施例等を取りまとめた「**北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)**」(**R5改訂版**)を配布。臨時説明会の他、県部会、WG、キャラバン等で周知。

□ 「統一的な現場閉所」(第6弾)による週休2日の促進

- ・ 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初(R5.3)に配布**(既発注工事への周知含む)。
- ・ **62.7%の工事で月4回の現場閉所を達成**(R4年度(月3回)最終60.1%)

令和5年度 活動計画概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動計画

- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ 参画機関の拡大(市町村への公表拡大)
 - ・ 公表が可能な機関から段階的に実施。
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - ・ 公表機関の拡大。データ提供可能な機関より順次公表。
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表。
 - ・ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

活動結果

- 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ 令和5年度 9機関追加(全21機関が参画(全83機関の約25%))
第2四半期: R5.7.14: 氷見市、白山市 公表。R5.7.31: 小松市 公表。R5.8.14: 射水市 公表。
第4四半期: R6.1.16: 上市町、野々市市 公表。R6.2.2: 三条市、刈羽村、小矢部市 公表。
- 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - ・ 令和5年度 第1四半期 11機関追加(全80機関が参画(全83機関の約96%))
- 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表。
 - ・ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

全国統一指標・地域独自指標の 目標達成に向けた取組

「全国統一指標」の取り組みについて(これまでの経緯)

北陸ブロック発注者協議会等での主な実施内容

H26

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

H27

H27.4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」運用開始

H28

H28.8

北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会

H29

H29.5

「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定

“必ず実施すべき事項”
”実施に努める事項”
を位置付け

WG、キャラバン等を通じて
取り組みを支援

H29～
キャラバン開始

H30

①適正な予定価格の設定

・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46%(H30.3) → **96%**(R02.3)

・最新単価を用いて積算を実施

98%(H30.3) → **99%**(R02.3)

②適切な設計変更

・設計変更ガイドラインを策定し、活用

41%(H30.8) → **66%**(R01.11)

③施工時期の平準化(件数)

・平準化率0.8以上の機関数

20%(H30.3) → **38%**(R02.3)

「全国統一指標」を協議会の取り組みの『重点的なテーマ』に掲げ、各機関が積極的に実施。

各取り組みが浸透し、改善傾向がみられる。

「統一指標」を見直し、新たに設定

R1

R1.6
品確法改正

R2.1
運用指針改正

R2

R2.05～

新たな全国統一指標及び地域独自指標の基準値・目標値の設定検討開始

R2.12

臨時北陸ブロック発注者協議会を開催し、上記について決定し、公表

R3

R4.1～

全国統一指標(週休2日対象工事の実施状況)の目標値を見直し、公表

R4.1～

毎年調査を行い、結果をとりまとめ、フォローアップを実施

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
		⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国统一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	①予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	①ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	②入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
		③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
履行	③履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	④履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	④適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	⑤受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
	⑤適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	
その他	⑥発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標及び地域独自指標のR6目標値の設定

全国統一指標

- ◆ 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値を設定

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ 北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値を設定

北陸ブロックにおける取組指標



- ◆ 新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を书面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)
- ◆ 各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※ 全国統一で、週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除く方針としており、各地整で順次見直しを実施。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※ 調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

全国統一指標の目標値(R6)の算出方法と指標分類（全体）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	平準化率(件数)＝ 4～6月期の工事平均稼働件数 ／ 年度の工事平均稼働件数 ※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出	【件数】 a : 平準化率0.8以上 b : 平準化率0.7～0.8 c : 平準化率0.6～0.7 d : 平準化率0.6以下
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	週休2日対象工事の実施状況＝ 週休2日対象工事件数(公告等) ／ 全工事件数(公告等) ※ 各機関からの報告値により算出	a : 週休2日対象工事率0.5以上 b : 週休2日対象工事率0.3～0.5 c : 週休2日対象工事率0.1～0.3 d : 週休2日対象工事率0.1未満
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	実施率(件数)＝ 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定 した入札件数 / 年度の発注工事件数 ※ 入契法調査※ ¹ データより算出	a : 実施率0.9以上 b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	第4四半期納期率(件数)＝ 第4四半期(1～3)に完了する業務件数 ／ 年度の業務稼働件数 ※ TECRIS登録された業務(100万円以上)より算出 ※ PUBDIS登録された業務より算出	a : 第4四半期納期率0.4未満 b : 第4四半期納期率0.4～0.5 c : 第4四半期納期率0.5～0.6 d : 第4四半期納期率0.6以上
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	実施率(件数)＝ 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定 した入札件数 / 年度の発注業務件数 ※ 品確法調査※ ² データより算出	a : 実施率0.9以上 b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計

※1 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※2 品確法調査:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく調査等の業務に関する調査

全国統一指標の実績値と目標値(R6)(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R04) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	国等 :0.89 新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	国等 :0.96 新潟県域:0.76 富山県域:0.75 石川県域:0.65	国等 :0.95 新潟県域:0.77 富山県域:0.73 石川県域:0.64	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.81	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09	国等 :0.91 新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	国等 :0.99 新潟県域:0.80 富山県域:0.38 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.92 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:0.93	北陸ブロック:0.93	北陸ブロック:1.00
			新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92	新潟県域:0.91 富山県域:0.85 石川県域:1.00	新潟県域:0.94 富山県域:0.84 石川県域:1.00	新潟県域:0.93 富山県域:0.83 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の納期 設定状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.45	北陸ブロック:0.49	北陸ブロック:0.40未満
			国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46	国等 :0.52 新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41	国等 :0.53 新潟県域:0.44 富山県域:0.42 石川県域:0.39	国等 :0.57 新潟県域:0.47 富山県域:0.47 石川県域:0.46	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:1.00
			新潟県域:0.99 富山県域:0.89 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.92 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.84 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.86 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

地域独自指標の項目と目標値(R6)の算出方法及び指標分類（北陸独自）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①適正な工期設定 (週休2日の取り組み機関) 取組機関割合	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>既に取り組んでいる</u> b: <u>今年度取り組む予定にしている</u> c: 取り組む検討をしている d: 取り組みは検討していない e: その他
	①適正な工期設定 (週休2日の取り組み機関) 実施件数割合	週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数(公告等) / 全工事件数(公告等) ※ 週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	【件数】 a: 週休2日工事実施率 0.7以上 b: 週休2日工事実施率 0.5～0.7 c: 週休2日工事実施率 0.3～0.5 d: 週休2日工事実施率 0.3未満 e: 未実施
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全ての工事で実施</u> b: <u>一部の工事で実施</u> c: 未実施(導入検討含む) d: <u>必要とする工事がなかった</u> e: その他
業務	③適正な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) b: <u>一部の業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) c: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールは未作成) d: 4週8休は反映していない (工期算定ルールは未作成) e: その他

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

- ◆ 北陸地域における独自指標の選定理由
- ① 適正な工期設定(週休2日の取り組み機関)： 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度～)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため
 ② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用)： 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため
 ③ 適正な履行期間の設定： 改正労働基準法が施行(H31年度～)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

地域独自指標の実績値と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R04) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R05) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」及び「b」の割合 取組機関割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:0.46	北陸ブロック:0.70	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10	国等 :0.92 新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	国等 :1.00 新潟県域:0.42 富山県域:0.19 石川県域:0.45	国等 :1.00 新潟県域:0.65 富山県域:0.50 石川県域:0.75	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:0.94 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) 実施件数割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	-	-	-	-	北陸ブロック:0.59	北陸ブロック:1.00
			-	-	-	-	国等 :0.98 新潟県域:0.45 富山県域:0.54 石川県域:0.72	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」、「b」、「d」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:0.89	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.84 富山県域:0.81 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適正な履行期間 の設定 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」〜「c」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85	国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

発注関係事務相談キャラバン(H29～)

□ 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。

1巡目

H29
～
R1

R1.6
品確法
改正

相談キャラバン 1巡目

H29:20市町村
H30:22市町村
R01:22市町村

- ◆ 「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認。
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R2.1
運用指針
改正

R2
1～2月

平準化ヒアリングの実施

- ◆ R2.1～2月 平準化ヒアリングの実施
(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

施工時期の平準化について
取り組み事項等を聴取

2巡目

R2
R3
R4

相談キャラバン 2巡目開始

- ◆ 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を重点的に実施。
- ◆ 現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。

- R2年度:概ね人口10万人以上を対象(三条市、射水市、小松市、白山市)。
- R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)
- R4年度:概ね人口5～10万人を対象(十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、氷見市、砺波市、能美市、野々市市)

R5
10～11月

- ◆ 新潟県:妙高市、阿賀野市(概ね人口3～5万人の自治体訪問に着手)
- ◆ 富山県:魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町
(概ね人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体訪問に着手)
- ◆ 石川県:かほく市、内灘町(概ね人口3～5万人、人口～3万人の自治体訪問に着手)

令和5年度 発注関係事務相談キャラバン

□ ～令和4年度 訪問市町村

- ◆ 発注工事件数は、人口の多い市町村ほど多い傾向にあるため、平準化の取組の効果が見込まれる人口の多い市町村から訪問を開始。

- ◆ R1～2年度:概ね人口10万人以上を対象(R1:長岡市、上越市、富山市、金沢市)(R2:三条市、射水市、小松市、白山市)。
- ◆ R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)
- ◆ R4年度:概ね人口5～10万人を対象(十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、氷見市、砺波市、能美市、野々市市)

□ 令和5年度 発注関係事務相談キャラバン

- ◆ 新潟県:妙高市、阿賀野市(概ね人口3～5万人の自治体訪問に着手)
- ◆ 富山県:魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町(概ね人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体訪問に着手)
- ◆ 石川県:かほく市、内灘町(概ね人口3～5万人、人口～3万人の自治体訪問に着手)



□ 令和5年度キャラバンでの取り組み

- 「施工時期の平準化」に向けた取り組み状況を確認
 - ・ キャラバン2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を重点的に実施。現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
 - ・ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。
- 令和5年度は、全て直接訪問で実施
 - ・ R3年度より、コロナ禍の影響により、Web形式を試行的に実施。R5年度は、5類感染症への移行を踏まえ、全て直接訪問で実施。
- 全会場で各県の職員が同席。県の取り組み内容の説明の他、県内自治体の実施事例等を提示。
- 全会場で整備局の建政部職員が同席。「入札契約適正化に向けて特に取組が必要な事項」の説明を行うとともに改善に向けた具体例を提示。
- 地域の実態把握、連携強化を図るため、新潟県内では、県の地域振興局の職員が同席、全会場で整備局の地域担当事務所職員が同席。

令和5年度 発注関係事務相談キャラバン 実施結果

□ 平準化の取組「さしすせそ」の実施について

- (さ)債務負担行為の活用
 - 債務負担行為やゼロ県債など活用(黒部市)
 - 債務負担行為を活用し、翌年度工事の前倒し発注を実施(妙高市)
- (し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)
 - (全自治体未実施)国、県の実施内容について説明。
- (す)速やかな繰越手続
 - 繰越事由のある場合、年度末ではなく年内の手続きを実施(滑川市)(黒部市)
 - 3月議会において繰越手続を実施(阿賀野市)(南魚沼市)(入善町)(内灘町)
- (せ)積算の前倒し
 - 発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注(全自治体)
- (そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)
 - 四半期ごとに目標を設定して発注(妙高市)
 - 年度当初に発注目標を設定し早期発注を実施(阿賀野市)(滑川市)(黒部市)(小矢部市)
 - 毎月発注率を調査し、発注見通しとの乖離を確認(入善町)

- ◆ 課題・問題点等
 - 会計年度独立の認識(債務負担、繰越し手続きへの妨げ)
 - 施工時期が限定される工事の調整(降雪、農耕期間、学校関係等)
 - 発注担当課の技術職員不足(年度末に業務が集中。早期発注が困難。)

- ◆ 週休2日工事拡大に向けた課題等
- 課題
 - 土木工事以外(建築工事等)への拡大
 - 割り増しによる予算の調整が課題
 - 週休2日工事等に必要な財源の確保が課題
 - 施工業者の人手(技能者)不足 等
- 対応策など
 - 工種、発注時期の選定
 - 適切な工期設定(余裕期間制度の導入等)
 - 発注者指定型の導入 等

□ その他(週休2日工事の実施、業界からの要望事項等)

- ◆ 適正な工期設定(週休2日工事の実施)
 - 業界から令和6年度には週休2日を導入することの要望あり(小矢部市)
 - 令和6年度に向け、さらに週休2日拡大を検討(妙高市)(魚津市)(黒部市)(入善町)(かほく市)(内灘町)
- ◆ 業界からの要望事項
 - 施工時期の平準化、早期発注等の要望あり(魚津市)(黒部市)(かほく市)
 - 工事書類の簡素化について要望あり(入善町)

◆ まとめ及び今後の取組

- ◆ 各自治体において平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施していることを確認。
- ◆ 平準化をさらに進めて行くため、実施結果の分析、今後の取り組みの検討を提案。
 - 施工時期の平準化は、年間を通じて工事の稼働が平均化すること、閑散期(4～6月)の現場稼働を増加させることが目的。
 - 早期発注への取り組み(積算の前倒し、債務負担行為の活用等)、年度末に集中する工期の分散(速やかな繰越手続等)、計画的な工事発注(早期執行のための目標設定)、余裕工期制度の活用など、どの取り組み、組合せで平準化につながるのか検討することが必要。

適切な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

「2024年問題」

- ◆ 2019年4月1日から労働基準法を含む働き方改革関連法の施行が開始。
- ◆ 時間外労働の上限規制は、大企業が2019年4月から、中小企業が2020年4月から導入。
- ◆ ただし、「建設事業」「自動車運転業務」「医師」は、上限規制の適用が5年間猶予された。
- ◆ 5年間の猶予期間が2024年3月末にその期限を迎える ⇒ 「2024年問題」



猶予期間が長く設定されている背景には、長時間労働の常態化 ⇒ 猶予期間内の改善が必要

法令改正	2018年度 (H30)	2019年度 (H31・R1)	2020年度 (R2)	2021年度(R3) 2022年度(R4) 2023年度(R5)	2024年度 (R6)	罰 則
【一般則】 年720時間の適用		4月1日から 大企業に適用	4月1日から 中小企業に適用			
【建設事業】 年720時間の適用※1	2018年6月29日 働き方改革 関連法 可決・成立	5年間の猶予期間			4月1日から適用	6ヶ月以下 の懲役 又は 30万円以下 の罰金
【自動車運転業務】 年960時間の適用※2					4月1日から適用	
【医師】 年960時間の適用※3					4月1日から適用	

※1 建設事業は、災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用（一般則と同じ）。

※2 年960時間の適用はドライバーのみ。運行管理者、事務職、整備・技能職、倉庫作業職等（ドライバー以外）は一般則を適用。

※3 特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限（36協定上定めることができる時間の上限）

- ・ A水準、連携B水準では、年960時間（休日労働含む）。
- ・ B水準、C水準では、年1,860時間（休日労働含む）。
- ・ 医療機関に適用する水準：A（一般労働者と同程度）、連携B（医師を派遣する病院）、B（救急医療等）、C-1（臨床・専門研修）、C-2（高度技能の修得研修）

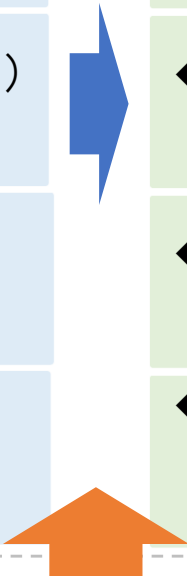
建設業の働き方改革とは？

◎課題(背景)

- ◆ 工期までの完成
(工期を最優先とする産業特性)
- ◆ 繁忙期と閑散期
 - ・ 繁忙期は業務量が大幅に増加。
 - ・ 工期遵守が優先となり、残業時間も増加。
- ◆ 給与形態・雇用形態(技能者の6割以上が日給制)
 - ・ 日給制は、稼働日が減ると収入が減少。
- ◆ 経費の問題
 - ・ 工期が延びることにより経費も増加
- ◆ 人材不足
(入職者減・離職者増・高齢化)

◎対策

- ◆ 工期設定の適正化(工期の見直し)
(週休2日を前提とした工期の設定)
- ◆ 施工時期の平準化
- ◆ 給与形態・雇用形態の見直し
(社員化・月給制)
- ◆ 週休2日工事等の実施
(実施状況に応じた経費の補正)
- ◆ 生産性の向上
 - ・ ICT技術の全面的な活用
 - ・ 規格の標準化(Co工)



品確法の改正

建設業法・入契法の改正

運用指針の策定
「必ず実施すべき事項」「実施に努める事項」

全国統一指標・地域独自指標

➡ 「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」等について基本理念や具体的措置を規定

➡ 各発注者等が、品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえて、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう体系的にとりまとめ

➡ 目標値を定め、毎年フォローアップを行い、働き方改革の取り組みを促進。

時間外労働の上限規制(建設業は令和6年度より適用)

◎残業時間の上限(原則)

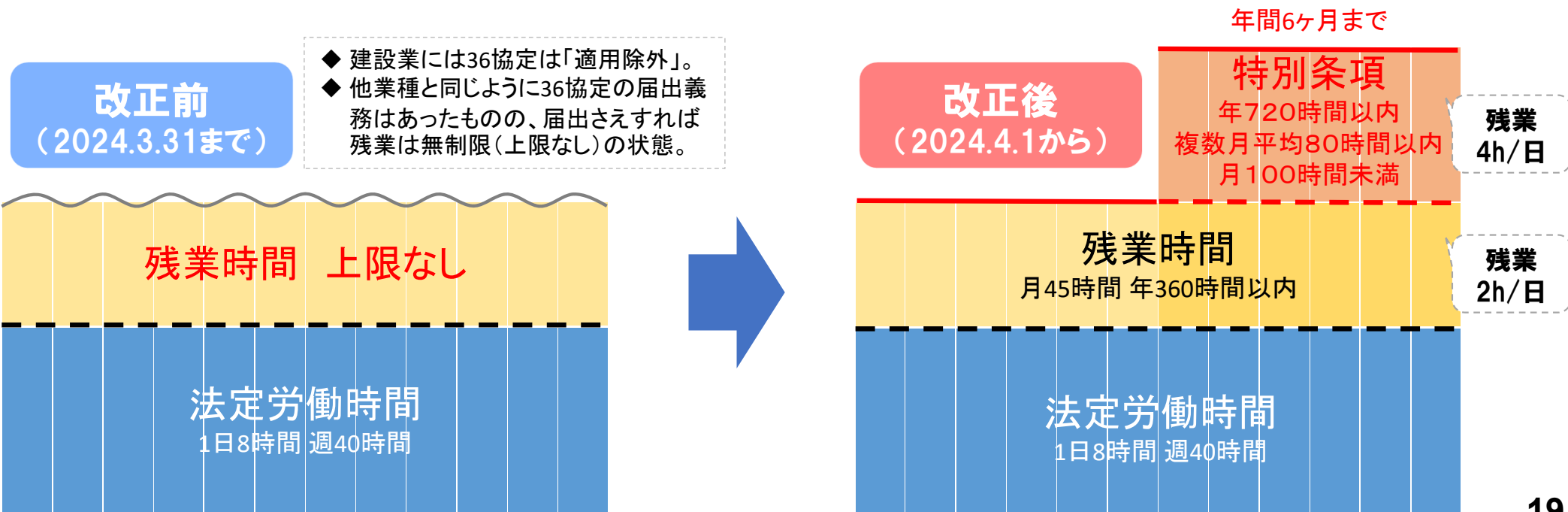
- 月**45**時間
- 年**360**時間

※ 違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれ。
※ 月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当。
※ 原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで。
※ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が 全て1か月当たり80時間以内

◎臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合の上限(特別条項)

- 年**720**時間以内(月平均**60**時間)
- 複数月平均**80**時間以内(休日労働を含む)
「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」
- 月**100**時間未満(休日労働を含む)

- ・ 災害の復旧・復興の事業は、上限規制は適用外。
- ・ 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、
 - 月100時間未満
 - 2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されない。



週休2日への取り組み

◆ 「週休2日」そのものは法で定められていないが、「1日8時間 週40時間」の労働は、必然的に「週休2日」となる。

例) 4週4休(毎週土曜日も出勤)

(月曜から金曜までは毎日8時間労働、日曜日を法定休日)

月	火	水	木	金	土	日
					時間外労働 8時間/日	休
					時間外労働 8時間/日	休
					時間外労働 8時間/日	休
					時間外労働 8時間/日	休
法定労働時間 1日8時間 週40時間 (月曜から金曜まで毎日8時間労働)						

32時間/月の
時間外労働

- 1週間に1日(8時間)残業増。
- 4週では32時間/月の残業。
- 残り13時間で上限値(45時間/月)に到達

日々の残業を抑えること、更なる効率化が不可欠
⇒ 段階的な改善が必要

例) 土曜日を出勤とした場合に必然的に生じる残業時間
(月曜から金曜までは毎日8時間労働、日曜日を法定休日)
4週4休: 32時間/月、4週5休: 24時間/月
4週6休: 16時間/月、4週7休: 8時間/月 図で現すと、

例外

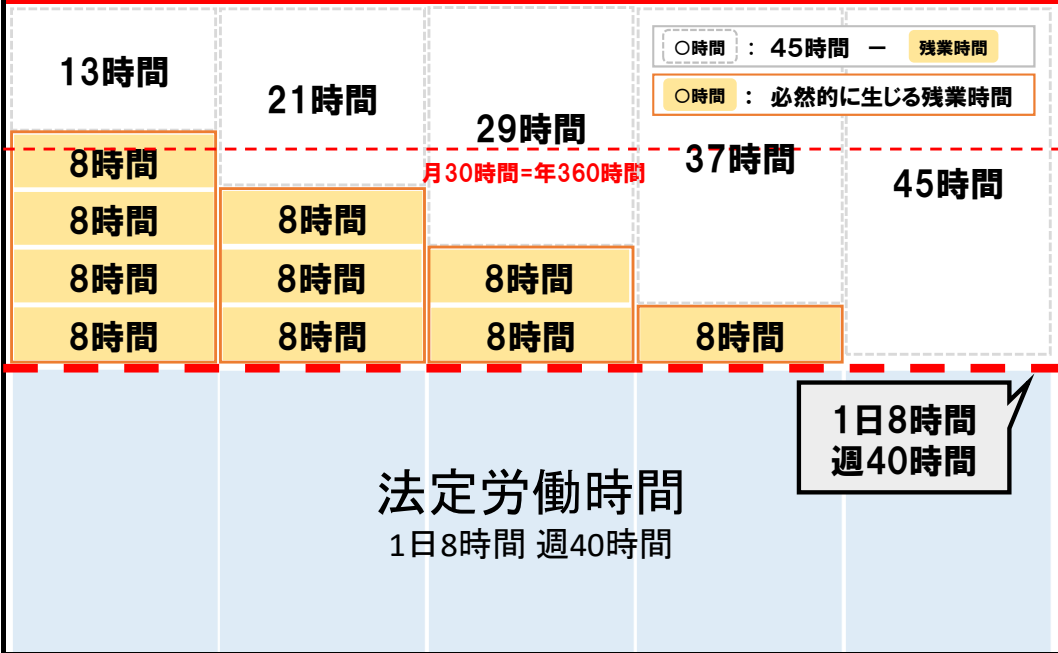
時間外労働

法定労働時間

月45時間

特別条項

年720時間以内
複数月平均80時間以内
月100時間未満



4週4休 4週5休 4週6休 4週7休 4週8休

- 残業時間は「原則月45時間 年360時間以内」
- 月45時間の残業時間は、1日残業2時間程度。

- ◆ 従事者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要。
- ◆ なお、業界※では、週休2日は、土曜日および日曜日の閉所を目標。

※ 日本建設業連合会(日建連)の「週休二日実現行動計画」基本フレームでは、「本行動計画が目指す週休二日は、土曜日および日曜日の閉所とする。」

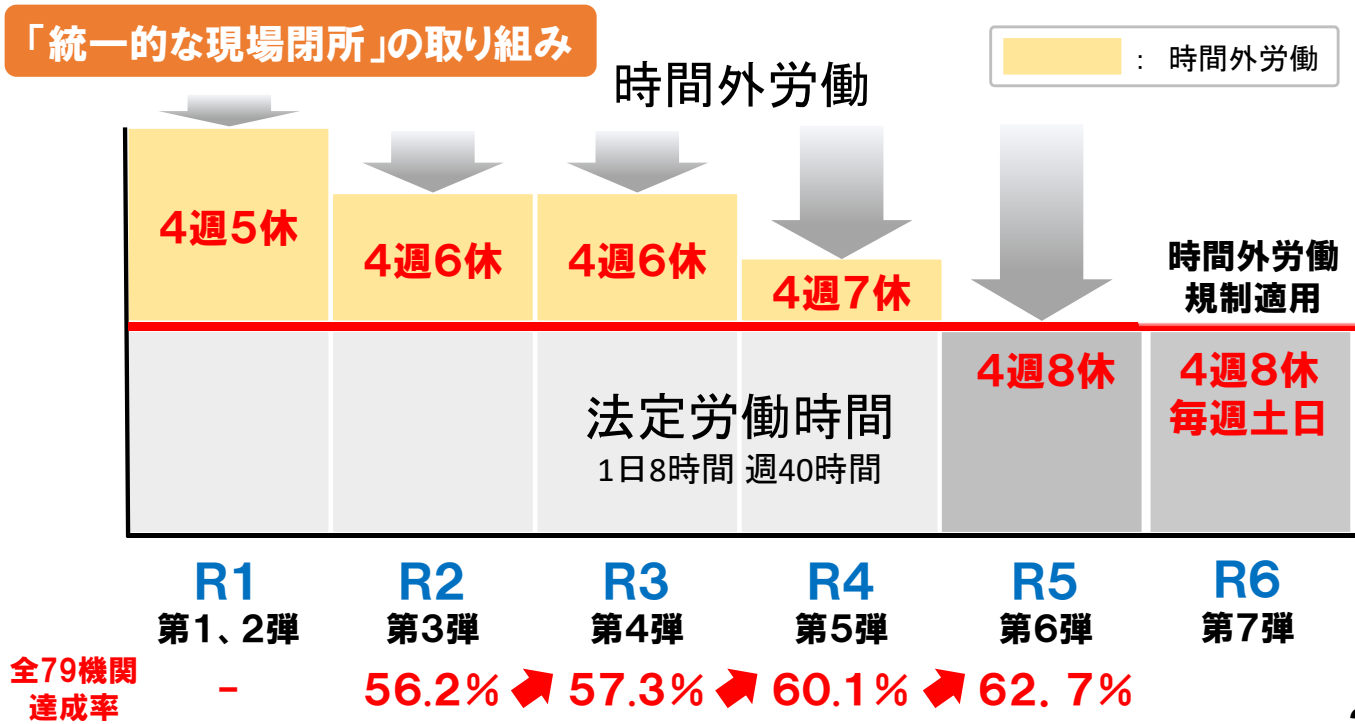
週休2日への取り組み(統一的な現場閉所)

北陸ブロック発注者協議会

- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働の是正、週休2日の確保を図ることが必要。
- ◆ 発注者・受注者が、**段階的に取り組みを進め、週休2日の導入・普及・定着**を図ることを目標。
 - ・ 発注者: 週休2日工事の試行(経費補正、予算見直し等)、適正な工期設定、ICT技術等の活用推進 等
 - ・ 受注者: 従業員の処遇改善(日給制→月給制)、会社就業規則の改訂、生産性向上の推進 等

- 建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」※を設定(**段階的に4週8休へ移行**)。
- ※ 現場ごとに閉所日が異なると、技術者・技能者が閉所日に他の現場に移ってしまうなどの事態も生じかねないことより、発注者で統一した「現場閉所日」を設定。

- ◆ **統一的な現場閉所**
- 第1弾(R1.5:GW10連休)
 - 第2弾(R1.9~11:4回の3連休)
 - 第3弾(R2年度: **毎月2回**の閉所)
 - 第4弾(R3年度: **毎月2回**の閉所)
 - 第5弾(R4年度: **毎月3回**の閉所)
 - 第6弾(R5年度: **毎月4回**の閉所)
 - 第7弾(R6年度: **毎週土日**の閉所)
- ・ 閉所日を年度ごとに段階的に増加。
・ 達成率は閉所回数に関わらず増加。
・ 週休2日への定着が**徐々に浸透**。

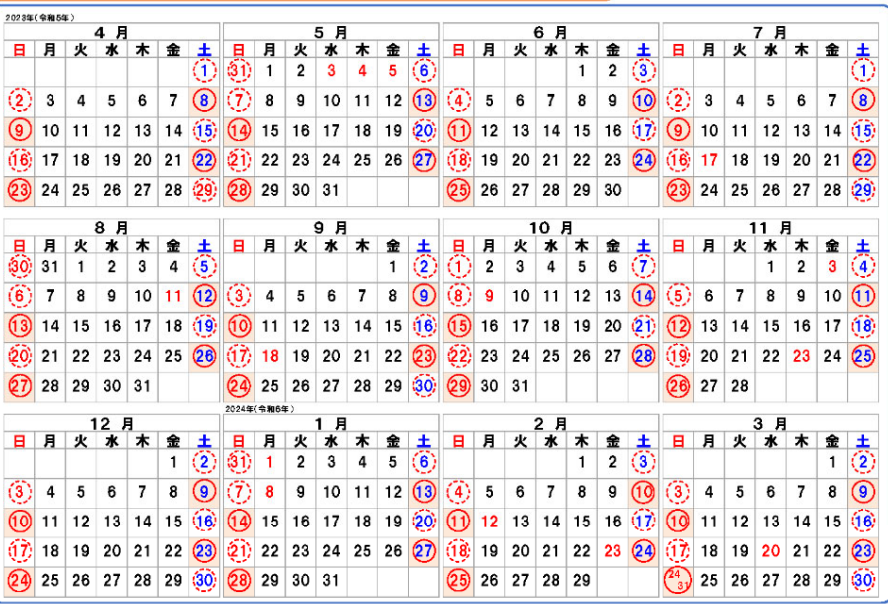


令和5年度 統一的な現場閉所チラシ

既発注工事への周知を含め、令和5年度当初より各機関へ配布

令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回は、工事ごとに任意で選択。



- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日
対象	一般的な工事	工事					閉所	閉所
	技術者						休	休
交替制モデル工事	トンネル工事等 (交替制)	工事						
		技術者A					休	休
		技術者B				休	休	
	維持工事等 (交替制)	工事						
		技術者A				休	休	
	現場制約のある 工事等	工事				閉所	閉所	
		技術者				休	休	

官民一体となり建設産業の「働き方改革」「週休2日」を推進しましょう

北陸建設業界の担い手確保に向け 民間工事の施主の皆さんへ 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾: 2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3、4弾: 令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾: 令和元年度(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾: 令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例: 令和5年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

発注機関が連携し実施

建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

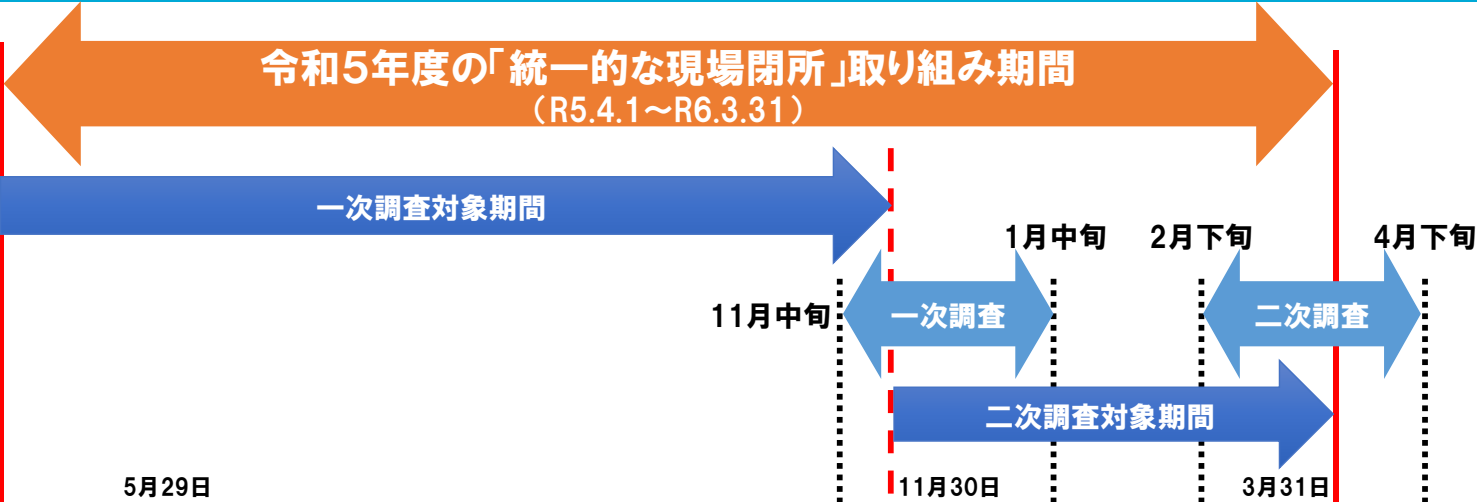
表面

裏面 22

令和5年度 統一的な現場閉所のアンケート調査(第6弾)の対象と事例

□ アンケートの調査時期、とりまとめ方法等は、令和4年度(第5弾)と同様。

令和5年度当初より各機関へチラシ配布

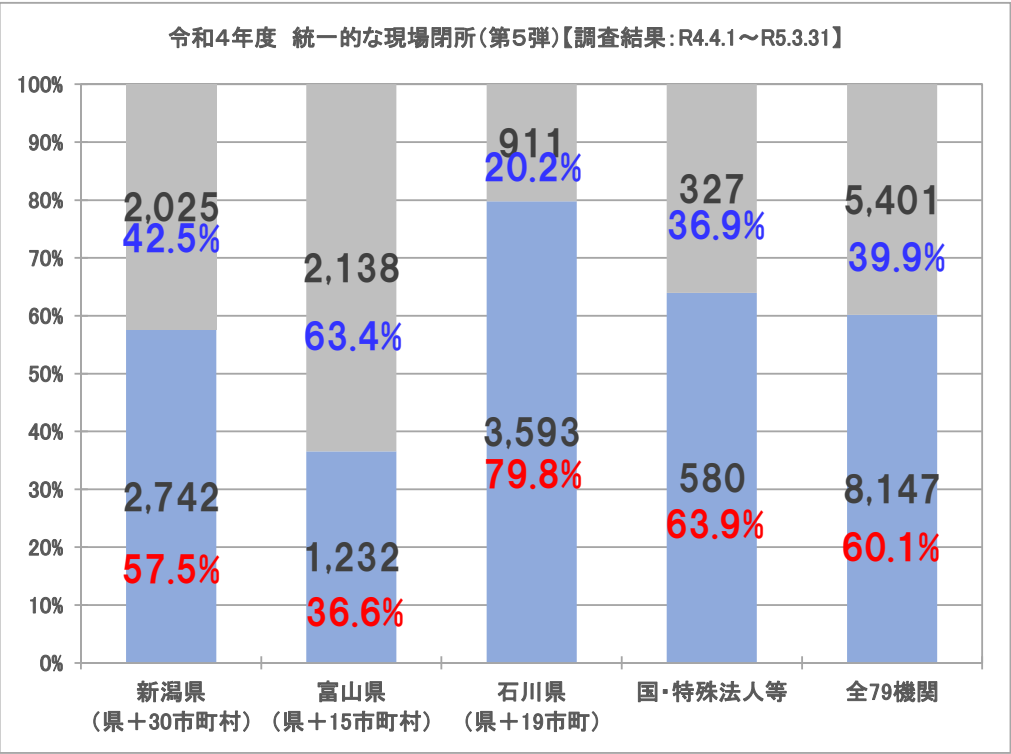


対象工事	事 例	～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	4週8休以上の工事		年間を通じて取り組みを実施し、毎月第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回*を「現場閉所の統一日」に設定。 ※ 就業規則等で第2週第4週以外を休日とする場合は、読み替え可能。「+1週」+ 土日に関わらず週休2日を月1回」は工事ごとに任意で選択。													
○	ゼロ国、国債工事 例1															
○	ゼロ国、国債工事 例2															
○	R4補正工事 例1															
○	R4補正工事 例2															
○	単年度工事 例1															
○	単年度工事 例2															
○	単年度工事 例3															
○	単年度工事 例4															
×	単年度繰越工事 例1															
×	R5補正工事 例1															

令和5年度 統一的な現場閉所(調査結果)

- ◆ 令和2年度・令和3年度:「4週6休」を目標(年間を通じて毎月2回(第2週、第4週))
- ◆ 令和4年度:「4週7休」を目標(年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週))
- ◆ 令和5年度:「4週8休」を目標(年間を通じて毎月4回(第2週、第4週、+1週、+土日に関わらず月1回))

令和4年度 調査結果

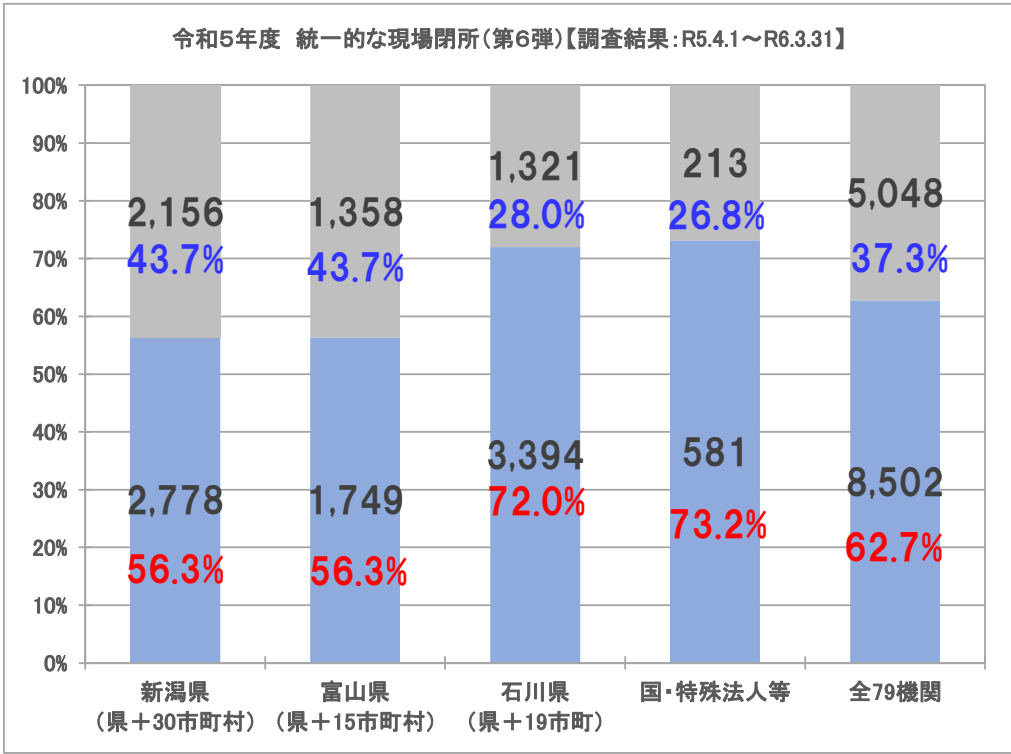


令和4年度は、約60.1%の工事で月3回の現場閉所を達成。

令和5年度の取り組み

- 令和4年度未導入機関を対象に「導入に向けた臨時説明会」を開催するとともに「週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」「R5改訂版」の提供。
- 週休2日工事を導入した機関より、課題解決の実施内容、週休2日工事の実施例等を情報提供。

令和5年度 調査結果



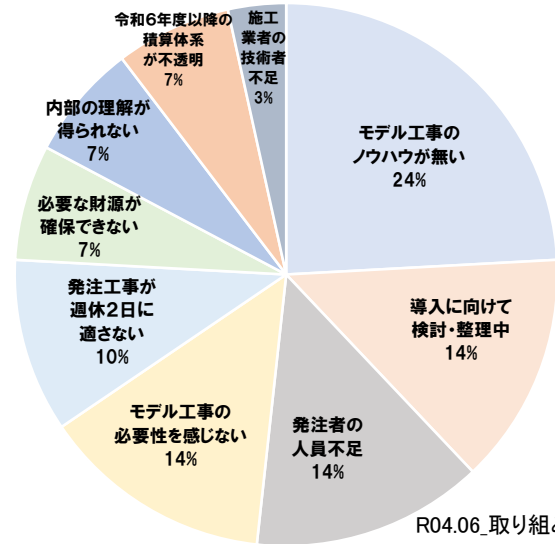
62.7%の工事で月4回の現場閉所を達成
→ 現場閉所実施率の増加。加えて、令和5年度は「月4回」の実施であるため、各工事の月当り現場閉所回数も増加。

「週休2日」の取り組み状況(実施予定・検討段階の39機関(R4.6調査))

令和4年度 目標(検討段階(c評価):19機関)

c: 取り組む検討をしている

「週休2日工事」を導入しない・できない理由及び課題



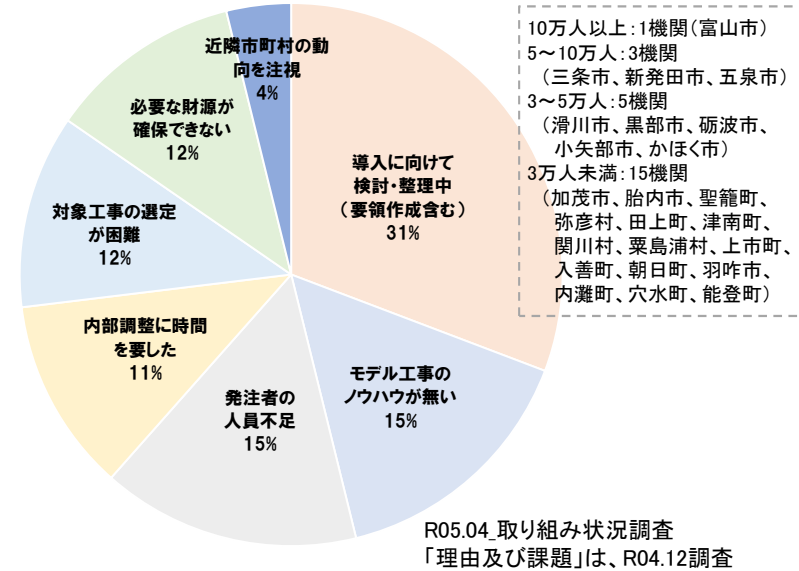
18機関

1機関

令和4年度 実績(検討段階(c評価):24機関)

c: 取り組む検討をしている

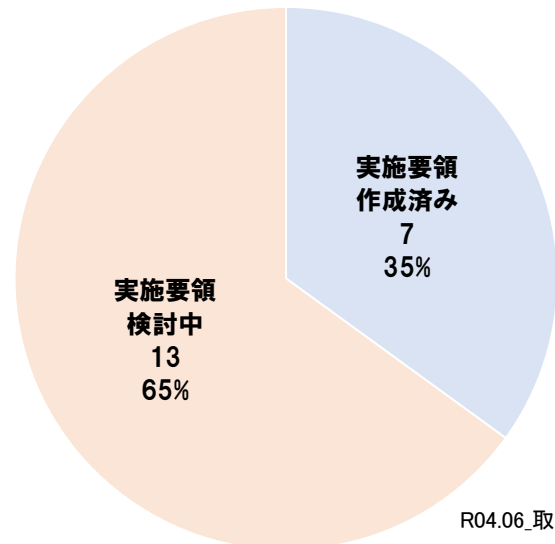
「週休2日工事」を導入しない・できない理由及び課題



10万人以上:1機関(富山市)
5~10万人:3機関
(三条市、新発田市、五泉市)
3~5万人:5機関
(滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市)
3万人未満:15機関
(加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、津南町、関川村、粟島浦村、上市町、入善町、朝日町、羽咋市、内灘町、穴水町、能登町)

令和4年度 目標(実施予定(b評価):20機関)

b: 今年度取り組む予定にしている



6機関

14機関

令和4年度 実績(実施(a評価):15機関)

a: 既に取り組んでいる

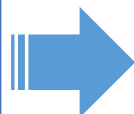
- ◆ 10万人以上:1機関
小松市
- ◆ 5~10万人:5機関
燕市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市
- ◆ 3~5万人:3機関
見附市、阿賀野市、氷見市
- ◆ 3万人未満:6機関
阿賀町、出雲崎町、立山町、珠洲市、川北町、中能登町

R05.04_取り組み状況調査

「週休2日」の取り組みに向けた令和5年度 スケジュール

令和4年度 実績 検討段階(c評価):24機関の令和5年度 目標

令和4年度 実績
検討段階(c評価:取り組む検討をしている)
24機関 R05.04_取り組み状況調査



令和5年度 目標
実施予定(b評価:今年度取り組む予定にしている) 22機関
取組実施(a評価:既に取り組んでいる) 2機関 R05.04_取り組み状況調査

全機関で令和5年度に「週休2日工事」に取り組む予定

令和5年度取り組み予定の22機関:

新潟県(9):三条市、五泉市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、津南町、関川村、粟島浦村
富山県(8):富山市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、入善町、朝日町
石川県(5):羽咋市、かほく市、内灘町、穴水町、能登町

令和5年度 取組実施の2機関:

新潟県(2):新発田市、加茂市

令和5年度 スケジュール

□R5.4 R4実績調査(確定値)

R4.12「独自アンケート調査(R4実績見込み値)」で「**b:今年度取り組む予定**」機関の状況を再確認。

□R5.6 R5.6時点での各機関の週休2日工事等の取り組み内容を調査

□R5.7 活用事例集(案)の時点修正(R5版)

□R5.7.21 臨時説明会開催(Web)

独自アンケート調査(R5目標)で**実施予定の機関「b:今年度取り組む予定」へのフォローアップ。**

令和5年度

R5実施予定
機関

各機関で実施要領を作成(運用)



施工者希望型、発注者指定型で発注(試行)

令和6年度～

本格運用

継続実施機関

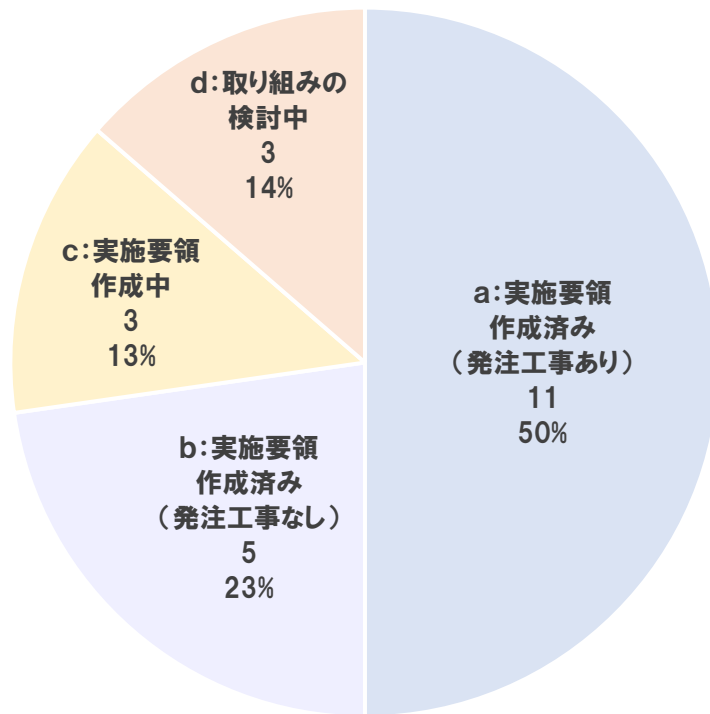
週休2日工事発注件数の増加、施工者希望型から発注者指定型への切り替え 等による促進

時間外労働規制適用

「週休2日」の取り組み状況(R5実施予定の22機関(R5.6調査))

令和5年度 目標(実施予定(b評価):22機関)

令和5年6月時点の取り組み状況

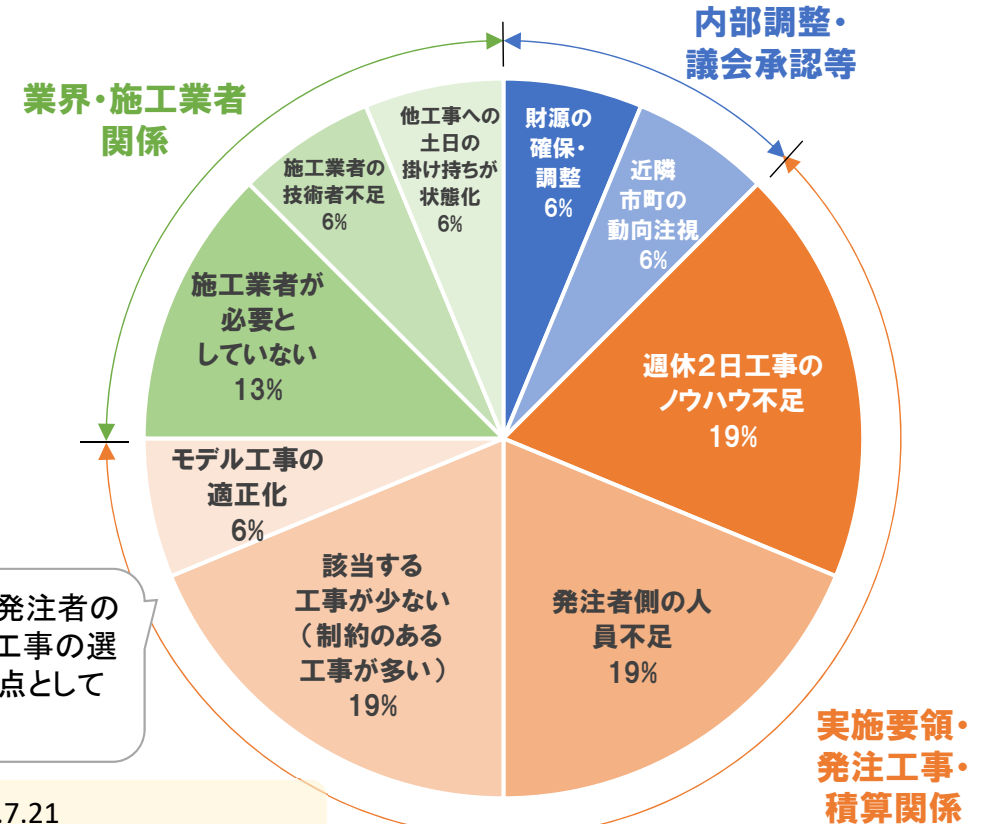


- a:実施要領作成済み(発注工事あり)
(11機関) 五泉市、胎内市、聖籠町、富山市、砺波市、上市町、朝日町、羽咋市、穴水町、能登町、かほく市(実施要領は作成していないが、発注工事の特記仕様書に明記)
- b:実施要領作成済み(発注工事なし)
(5機関) 三条市、田上町、津南町、滑川市、入善町
- c:実施要領作成中
(3機関) 弥彦村、黒部市、内灘町
- d:取り組みの検討中
(3機関) 関川村、粟島浦村、小矢部市

令和5年6月時点の取り組み状況
(検討段階(c評価・d評価):6機関)

「週休2日工事」の導入における課題・問題点等

※ R5.6調査で検討段階(c評価・d評価)と回答した6市町村を対象に調査(複数回答)



「ノウハウ不足」「発注者の人員不足」「対象工事の選定」が課題、問題点として多く挙げられた。

R5.7.21
臨時説明会開催(Web)

- 昨年度、同様の課題があったが、今年度より週休2日工事を導入した機関より、課題解決の実施内容等について情報提供。
- 「週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」により、導入に必要な検討事項を再確認するとともに各機関の取り組み内容、実施要領等の情報共有を実施。



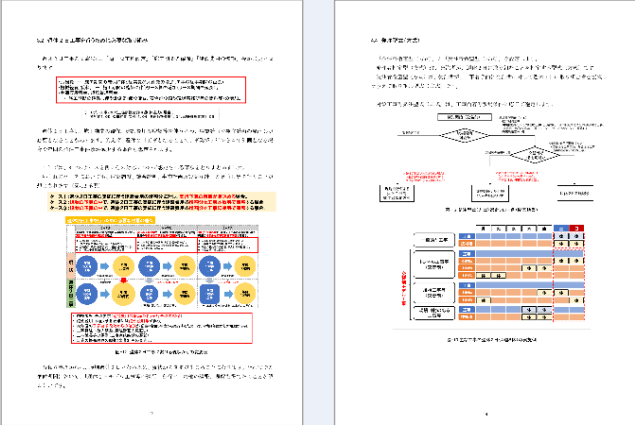
北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)の活用

北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)

令和 5 年 7 月

北陸ブロック発注者協議会 事務局

- 「北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」
- ・建設業を取り巻く現状
 - ・担い手の確保のための主な取り組み
 - ・令和6年度の週休2日に向けた取り組み
 - ・週休2日工事に必要な設定事項
 - ・(巻末資料)週休2日工事事例集



令和5年度 スケジュール

- R5.4 R4実績調査(確定値)
- R5.6 週休2日工事取り組み状況調査
R5.6時点での各機関の週休2日工事の
取り組み内容を調査
- R5.7
活用事例集(案)の時点修正(R5版)
- R5.7.21 臨時説明会開催(Web)
未実施機関へのフォローアップ

週休2日工事等の取り組みを実施

(巻末資料)週休2日工事事例集

機関名	①取り組み状況	②週休2日の考え方	③緩和措置	④発注方式	⑤対象工事	⑥補正対象	⑦達成確認	⑧成績評価	⑨週休2日サイト	⑩週休2日実施要領(土木工事等)	⑪週休2日実施要領(営繕工事等)	⑫その他
建設業協会	取り組み状況	週休2日の考え方	緩和措置	発注方式	対象工事	補正対象	達成確認	成績評価	週休2日サイト	週休2日実施要領(土木工事等)	週休2日実施要領(営繕工事等)	その他
建設業協会	取り組み状況	週休2日の考え方	緩和措置	発注方式	対象工事	補正対象	達成確認	成績評価	週休2日サイト	週休2日実施要領(土木工事等)	週休2日実施要領(営繕工事等)	その他
建設業協会	取り組み状況	週休2日の考え方	緩和措置	発注方式	対象工事	補正対象	達成確認	成績評価	週休2日サイト	週休2日実施要領(土木工事等)	週休2日実施要領(営繕工事等)	その他

- ① 取り組み状況
 - ② 週休2日の考え方
 - ③ 緩和措置
 - ④ 発注方式
 - ⑤ 対象工事
 - ⑥ 補正対象
 - ⑦ 達成確認
 - ⑧ 成績評価
 - ⑨ 週休2日サイト
 - ⑩ 週休2日実施要領(土木工事等)
 - ⑪ 週休2日実施要領(営繕工事等)
 - ⑫ その他
- R5年度公告・週休2日対象工事件数
R4年度公告・週休2日対象工事件数

※ R5.6現在、週休2日工事等に取り組んでいる発注機関の各項目の内容をとりまとめて一覧表に整理

※ 関連するHPアドレスを記載。各機関の取り組み内容、実施要領等が入手可能。

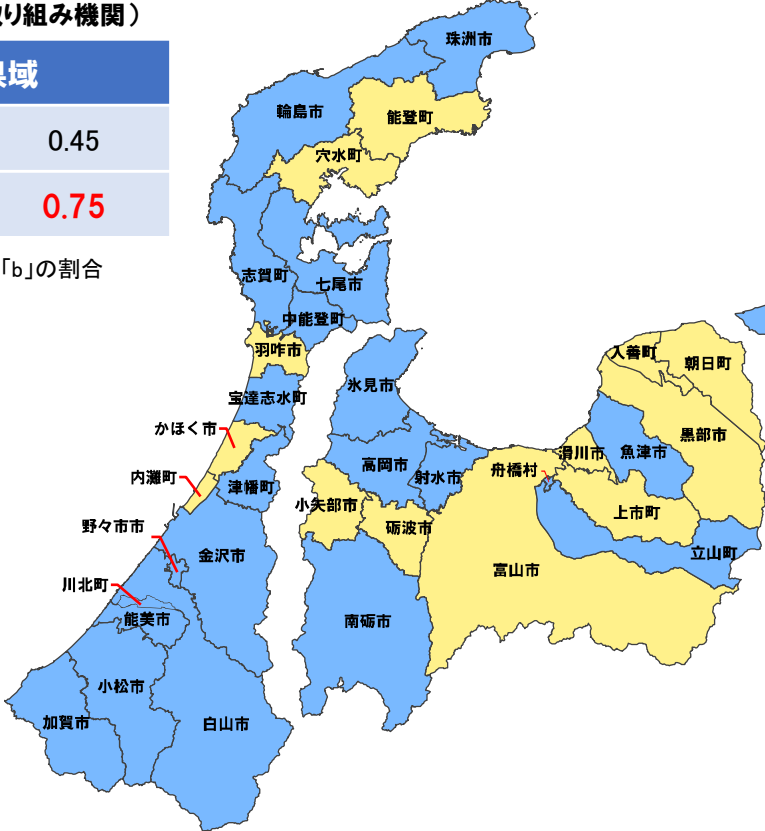
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和4年度実績 (令和5年4月調査)

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R3)	0.45
実績(R4)	0.75

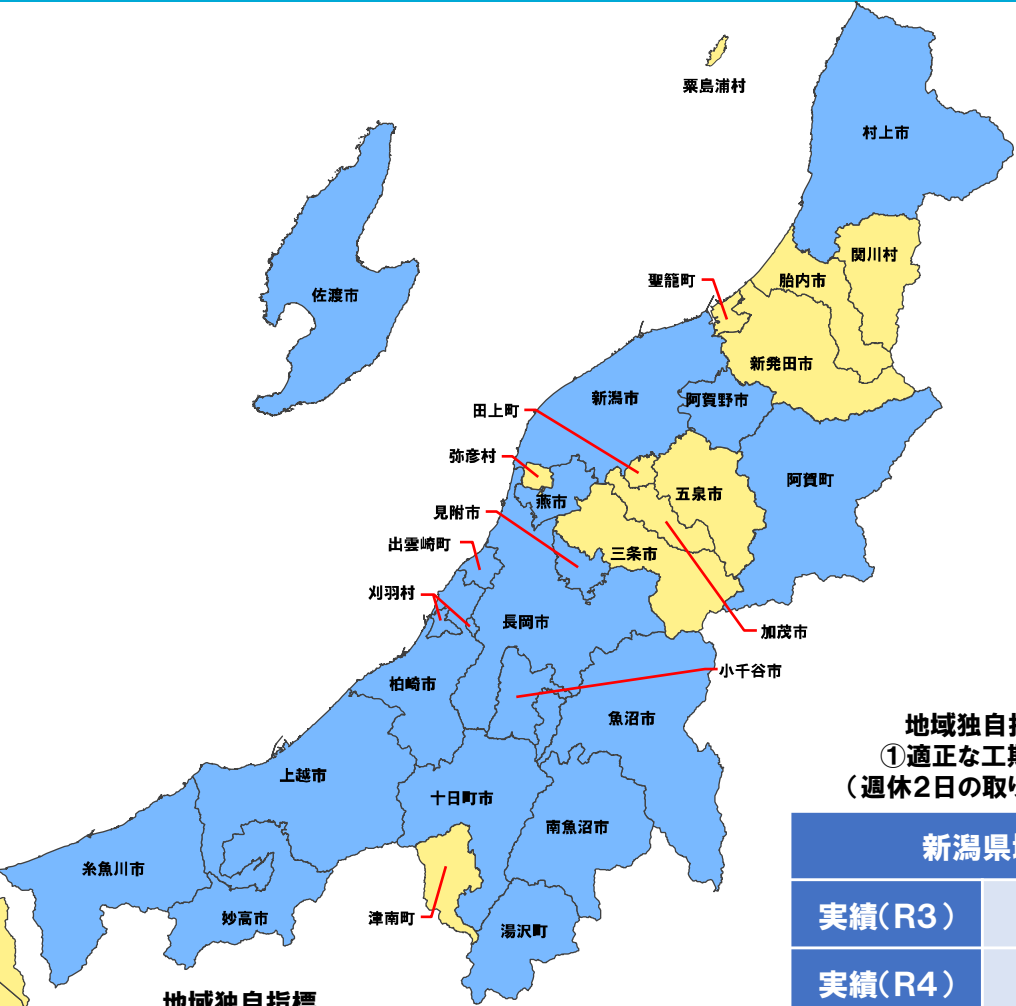
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

新潟県域	
実績(R3)	0.42
実績(R4)	0.65

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R3)	0.19
実績(R4)	0.50

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



- a : 既に取り組んでいる
- b : 今年度取り組む予定にしている
- c : 取り組む検討をしている
- d : 取り組みは検討していない

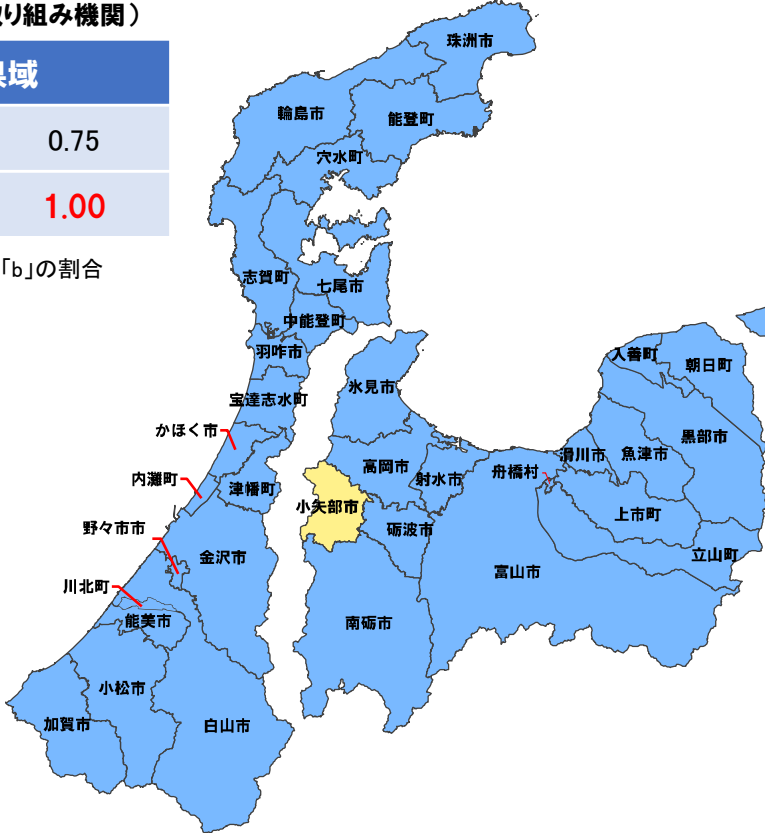
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和5年度実績 (令和6年4月調査)

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R4)	0.75
実績(R5)	1.00

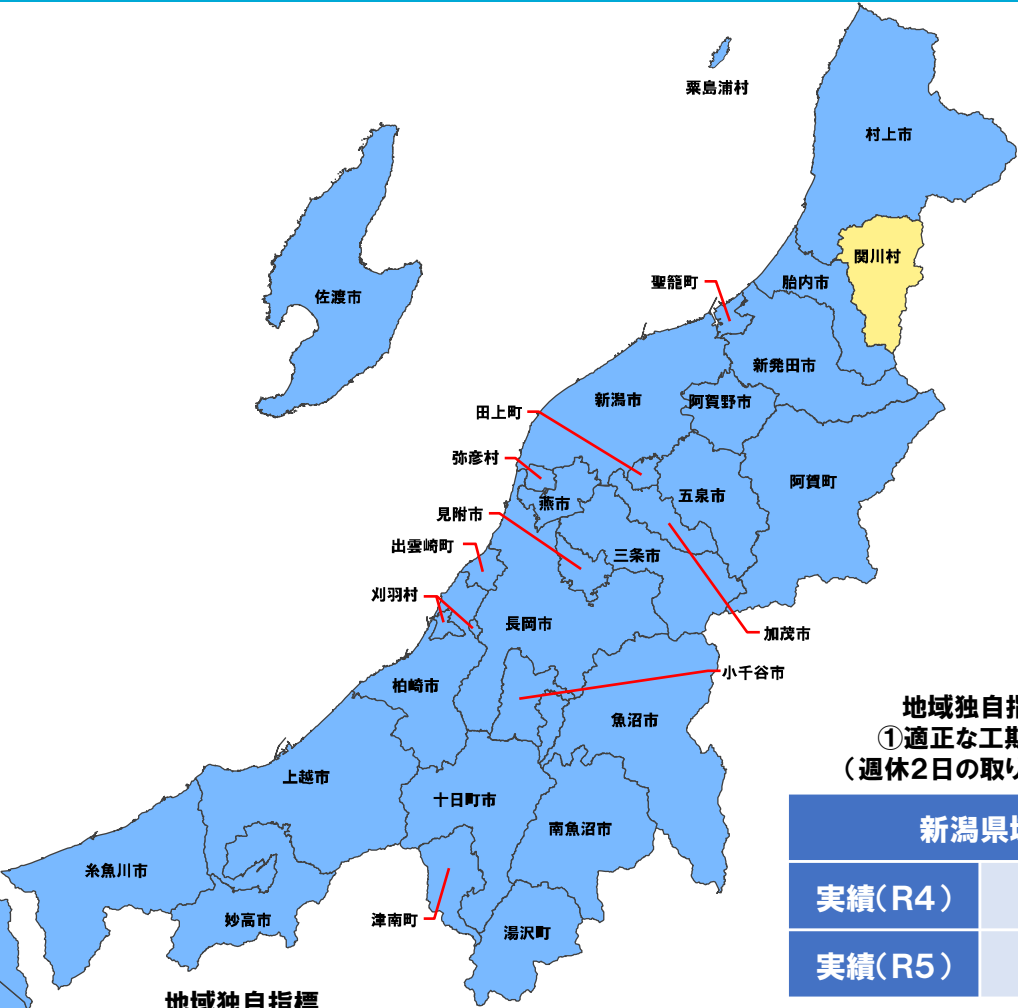
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R4)	0.50
実績(R5)	0.94

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

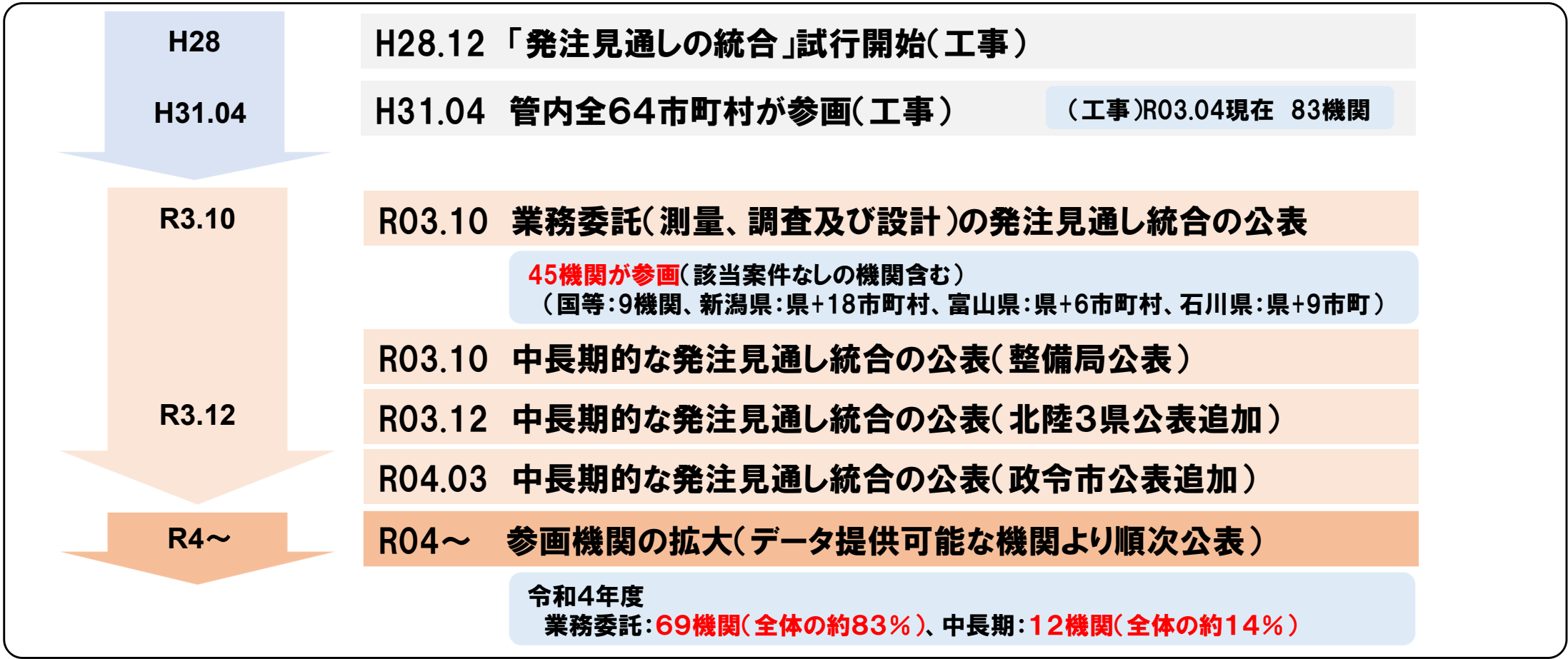
新潟県域	
実績(R4)	0.65
実績(R5)	0.97

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

- a : 既に取り組んでいる
- b : 今年度取り組む予定にしている
- c : 取り組む検討をしている
- d : 取り組みは検討していない

発注見通し統合の活用推進 （中長期・業務委託）

発注見通し統合の経緯



令和5年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大。公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 業務委託の発注見通し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
→ 発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)。

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合 公表の経緯

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合

令和3年度 第3四半期 「業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し」公表開始

令和3年度

47機関

47機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:10機関、新潟県:県+18市町村、富山県:県+6市町村、石川県:県+10市町)

45/83
(54%)

69機関

69機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:13機関、新潟県:県+26市町村、富山県:県+11市町村、石川県:県+16市町)

69/83
(83%)

第4四半期 発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進

令和4年度

- ◆ 令和4年度 第4四半期末現在、未参画である14機関を対象に再度アンケート調査を実施。
- ◆ 業務の発注見通し統合への参画の意向把握及び参画可能時期を確認。

未参画機関(14)
(R5.1末現在)

◆国等(3):金沢国税局、中日本高速道路(株)、日本下水道事業団、◆新潟県(4):田上町、出雲崎町、湯沢町、粟島浦村、◆富山県(4):滑川市、砺波市、立山町、朝日町、◆石川県(3):かほく市、川北町、内灘町

令和5年度

80機関

11機関 新規参画
(4/17公表分:3機関、5/2公表分:7機関、5/15公表分:1機関)

80機関が参画(該当案件なしの機関含む)
(国等:15機関、新潟県:県+28市町村、富山県:県+15市町村、石川県:県+19市町)

80/83
(96%)

- ◆ 3機関は、内部調整等を行い、参画可能な機関から順次統合版に公表

未参画機関(3) ◆国等(1):日本下水道事業団、◆新潟県(2):田上町、出雲崎町

全83機関 (国等:16機関、新潟県:県+30市町村、富山県:県+15市町村、石川県:県+19市町)

※ 参画機関数には、該当案件なしの機関含む。

◆ 中長期的な発注見通し統合 参画機関の推移



◆ 公表可能な機関から段階的に参画するとともに各発注機関の更新時期にあわせて拡充更新を実施(継続)。

令和5年度「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュール

令和5年度 発注見通し公表スケジュール

- ◆ 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し
更新時期: 1回/四半期(「公表基準日」は各月15日、30日)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ 中長期的な発注見通し
更新時期: 1回/年(第2四半期) ※新規案件は、1回/年(第4四半期)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
(市町村への公表拡大。データ提供可能な機関より順次公表。)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工 事	4/17、5/2、5/15	7/14、7/31、8/14	10/16、10/31、11/7	1/16、2/2
業務委託	4/17、5/2、5/15	7/14、7/31、8/14	10/16、10/31、11/7	1/16、2/2
中長期的な見通し	6/5	7/14、7/31、8/14		1/16、2/2

11機関
参画

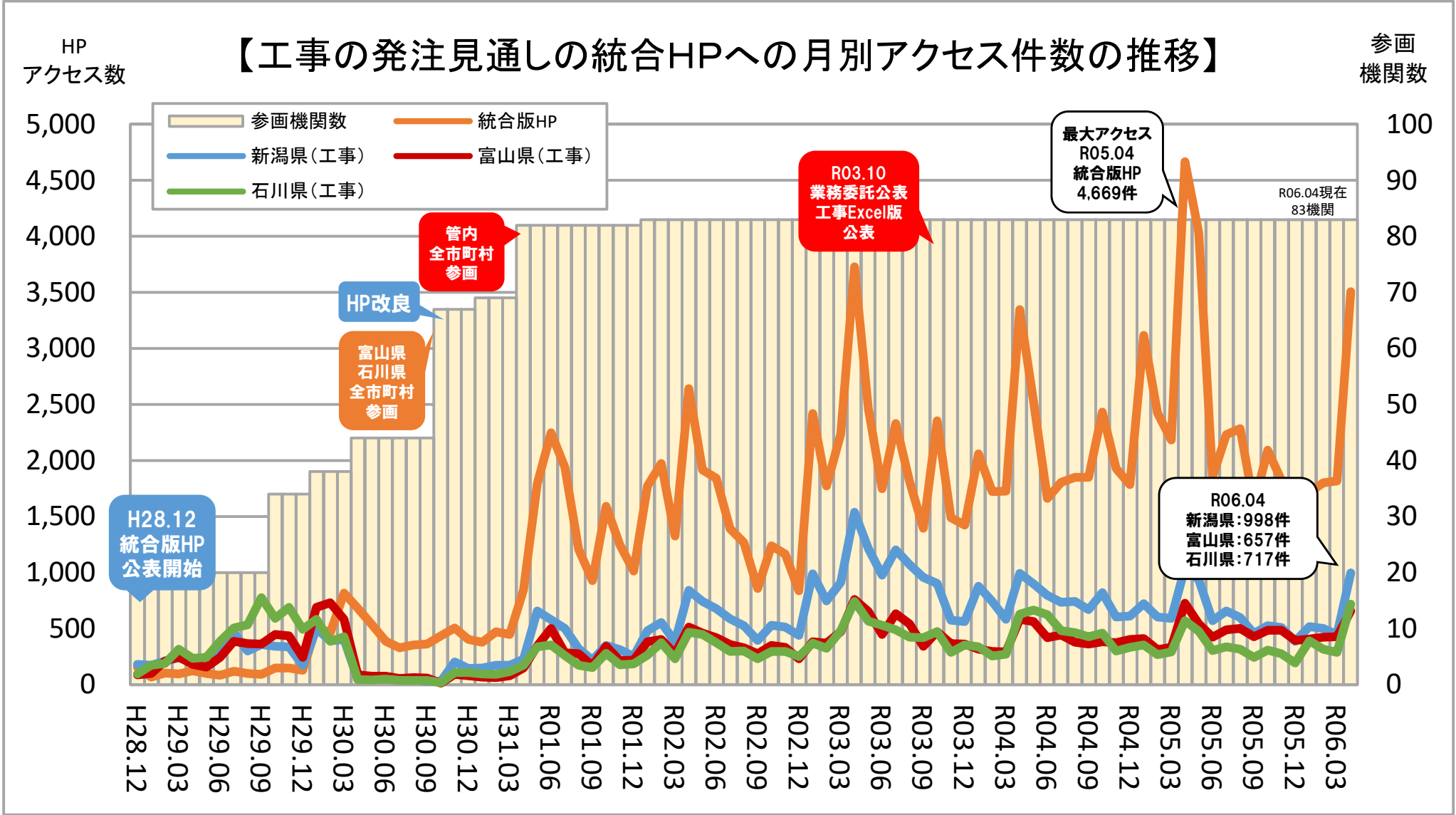
4機関参画
氷見市、射水市、
白山市、小松市

5機関参画
三条市、刈羽村、小矢部市、
上市町、野々市市

統合版HPの利用促進

- ◆ 参画機関の増加(業務委託、中長期)(データ提供可能な機関より順次公表)
 - ・ 参画時期は、統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも可能
- ◆ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)の利用促進(継続)
 - ・ 各種業界、機関との意見交換会等を通じ、国・県からアピール 等

工事の発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(H28.12～)

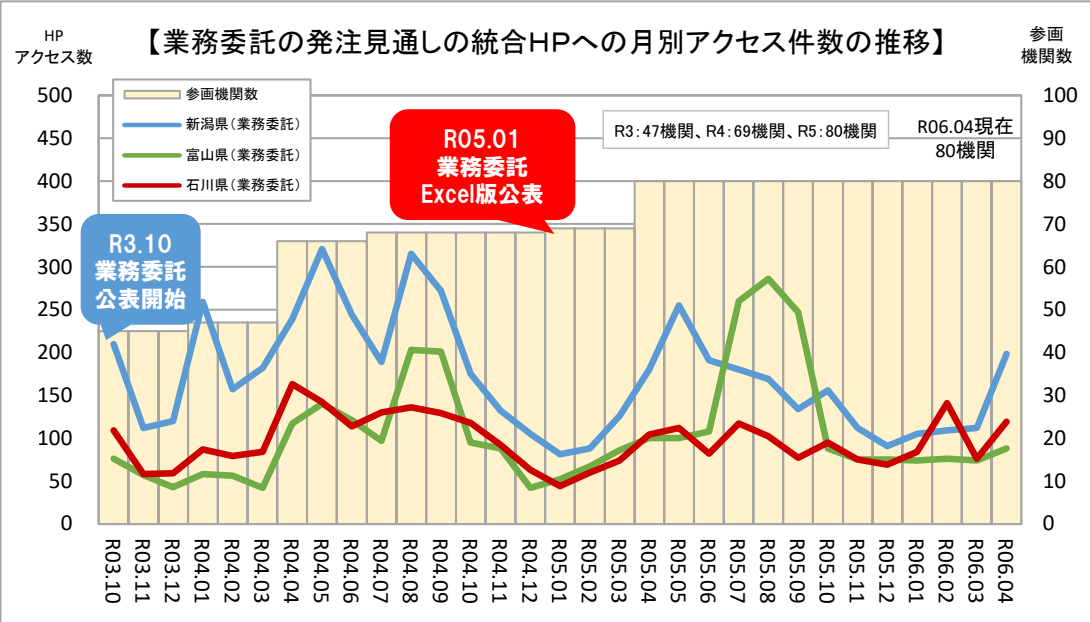


- H28.12 統合版HP公表開始(工事)(国1、県3、市町村16)
- H30.10 富山県、石川県 全市町村参画
- H31.04 管内全市町村参画
- R03.10 業務委託、中長期的な発注見通しの公表開始

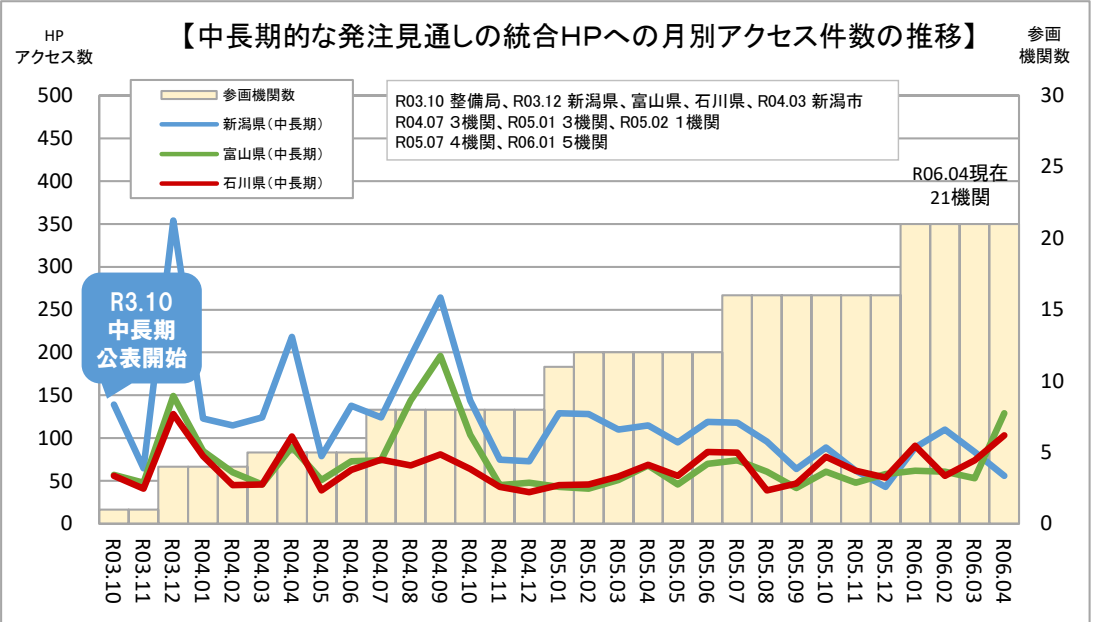
※ H28.12～H30.09は各県内における市町村別アクセス数の合計値
※ H30.10～ 各県のページへのアクセス数

- ◆ 参画機関の増加に伴い、アクセス数も増加傾向。
- ◆ 四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
(令和5年度 第1四半期に最大アクセス数を更新)
- ◆ 更なる認知度の向上を図り、利活用を促進。

業務委託、中長期的な発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(R3.10～)



※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。



※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。

- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通しは、四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
- ◆ 中長期的な発注見通しは、令和5年度では、年間を通してほぼ横ばいで推移。

- ◆ 参画機関の増加に伴い、HPの利用(アクセス数)が増加。
- ◆ データ提供可能な機関より順次公表し、参画機関の増加を図ることで利活用を促進。
- ◆ 利便性向上のため、検索機能を付した業務委託の発注見通し(Excel版)を第4四半期より公表

令和6年度

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大)。公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 業務委託の発注見通し → 公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。検索機能を付した「Excel版」の公表(継続)。

今後の課題

更なる利用促進に向け、
・業団体へのPR
・ニーズ調査 等が必要。